

政 令

2 国際出願法第一八条の二の規定に基づく手
数料の軽減の申請手続及び軽減率を定めるこ
ととした。(第四条及び第五条第一項、第三項
関係)

四 不正競争防止法等の一部を改正する法律(以
下「改正法」という。)の施行に伴い、その他関
係政令において、所要の規定の整備を行うこと
とした。

五 経過措置
この政令の施行前にした特許出願に係る手
数料に關し所要の経過措置を定めることとした。
(附則第二項関係)

六 施行期日
この政令は、改正法附則第一条第四号に掲げ
る規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から
施行することとした。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部
の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の
一部の施行期日を定める政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法
律(平成三十年法律第三十三号)附則第一条第四
号の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第
一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三十
一年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 柴山 昌彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣 吉川 貴盛

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部
の施行に伴う関係政令の整備に關する政令をこ
に公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の
一部の施行に伴う関係政令の整備に關する
政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法
律(平成三十年法律第三十三号)の一部の施行に
伴い、並びに特許法(昭和三十四年法律第二十
一号)第九十九条、第九十五条の二第一項、第九十
五条第二項、第九十五条の二及び第九十五条の
二の二、工業所有権に關する手続等の特例に關
する法律(平成二年法律第三十号)第三十九条の
三、特許協力条約に基づく国際出願等に關する法

律(昭和五十三年法律第三十号)第十八条の二並
びに国等の債権債務等の金額の端数計算に關する
法律(昭和二十五年法律第六十一号)第七條第六
号の規定に基づき、この政令を制定する。
(特許法施行令の一部改正)

第一条 特許法施行令(昭和三十五年政令第十六
号)の一部を次のように改正する。

第九條第一号中「次条」を「第十一条第一項」
に改め、同号八及び二中「こと。」の下に「イ
又はロに掲げる要件に該当する場合を除く。」
を加え、同号ホを削り、同条第二号中「次条」
を「第十一条第一項」に改め、同号イ中「の法
人」の下に「(次条第五号ロにおいて「特定法人
という。）」を加え、同号ロ中「又はその設立の
日以後十年を経過していないこと」を削り、同
号ハ中「対し」の下に「、特定支配関係(他の
法人に対する関係で)」を、「定める関係」の下に
「をいう。次条において同じ。）」を加える。
第十二條を第十三條とする。
第十一條第二項中「二若しくはホ」を「若
しくは二」に改め、「(同号イ又はロに掲げる要
件に該当する者を除く。）」を削り、同条に次の
四項を加える。

3 特許庁長官は、第十条第一号から第三号ま
でのいずれかに該当する者から前条第二項の
申請書の提出があつたときは、特許法第七
條第一項の規定による第一年から第十年まで
の各年分の特許料の金額の二分の一に相当す
る額を軽減するものとする。

4 特許庁長官は、第十条第四号又は第五号に
該当する者から前条第二項の申請書の提出が
あつたときは、特許法第七條第一項の規定
による第一年から第十年までの各年分の特許
料の金額の三分の二に相当する額を軽減する
ものとする。

5 特許庁長官は、第十条第六号に該当する者
から前条第二項の申請書の提出があつたとき
は、特許法第七條第一項の規定による第一
年から第十年までの各年分の特許料の金額の
四分の三に相当する額を軽減するものとし
る。

6 前各項の規定により算定した特許料の金額
に十円未満の端数があるとき(特許法第七
條第三項の規定の適用があるときを除く。)
は、その端数は、切り捨てる。
第十一條を第十二條とする。

第十条の見出し中「又は猶予」を削り、同条
中「若しくは免除又はその納付の猶予を受けよ
うとする」を「又は免除を受けようとする」に、
「前条第一号」を「第九條第一号」に改め、同
条第三号中「若しくは免除又はその納付の猶予」
を「又は免除」に改め、同条に次の一項を加え
る。

2 特許法第九條の二第二項の規定による特
許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げ
る事項を記載した申請書に、申請人が前条各
号のいずれかに該当する者であることを証す
る書面として経済産業省令で定めるものを添
付して、特許庁長官に提出しなければならない。
い。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 当該特許出願の番号又は当該特許番号
第九條の次に次の一項を加える。
(資力、研究開発及び技術開発を行う能力、
産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に
考慮して定める者)

第十条 特許法第九條の二第二項の政令で定
める者は、次に掲げる者とする。
一 次条第二項の申請書を提出する日(以下
この条において「申請日」という。)におい
て、次のいずれかに該当する者(以下この
条において「中小事業者」という。)(第四
号から第六号までに掲げる者に該当する者
及び当該中小事業者に対し中小事業者以外
の法人が特定支配関係を持つてい場合
における当該中小事業者を除く。)

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以
下の会社並びに常時使用する従業員の数
が三百人以下の会社及び個人であつて、
製造業、建設業、運輸業その他の業種(ロ
からトまでに掲げる業種を除く。)に属す
る事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以
下の会社並びに常時使用する従業員の数
が百人以下の会社及び個人であつて、卸
売業に属する事業を主たる事業として営
むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の
数が百人以下の会社及び個人であつて、
サービス業(ヘ及びトに掲げる業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営
むもの

ヘ サービス業(ヘ及びトに掲げる業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営
むもの
ト サービス業(ヘ及びトに掲げる業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営
むもの